

令和7年度結核・感染症発生動向調査研修会

令和8年3月7日(土)

令和7年麻しんの流行を踏まえた医療機関へのお願い

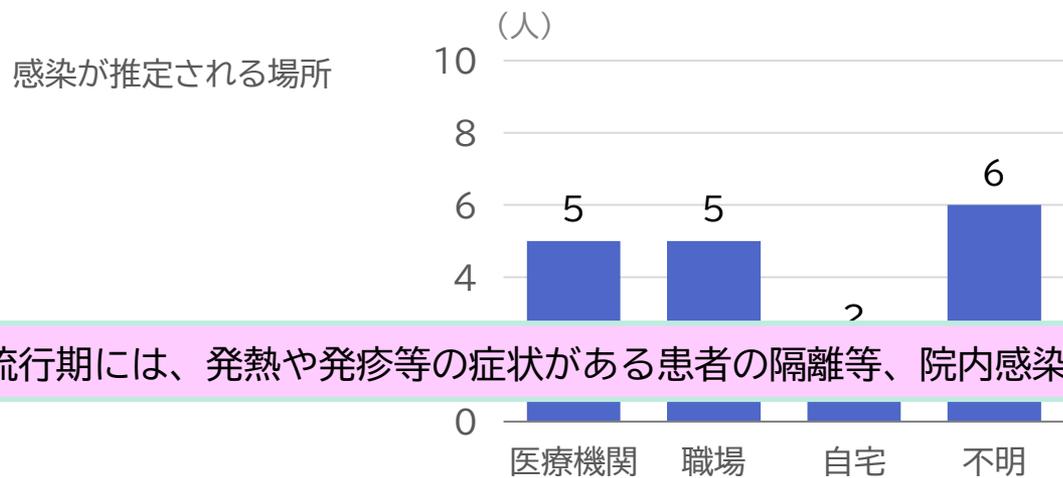
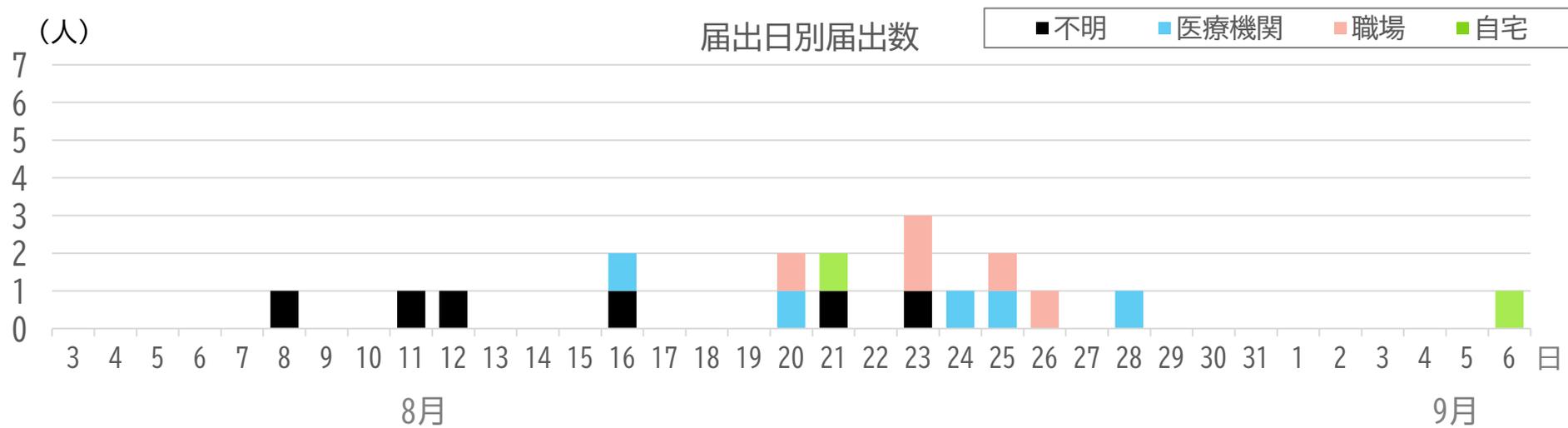
1 流行期における院内感染対策について

2 麻しんのワクチン接種について

3 流行期の発生届について

1 流行期における院内感染対策について

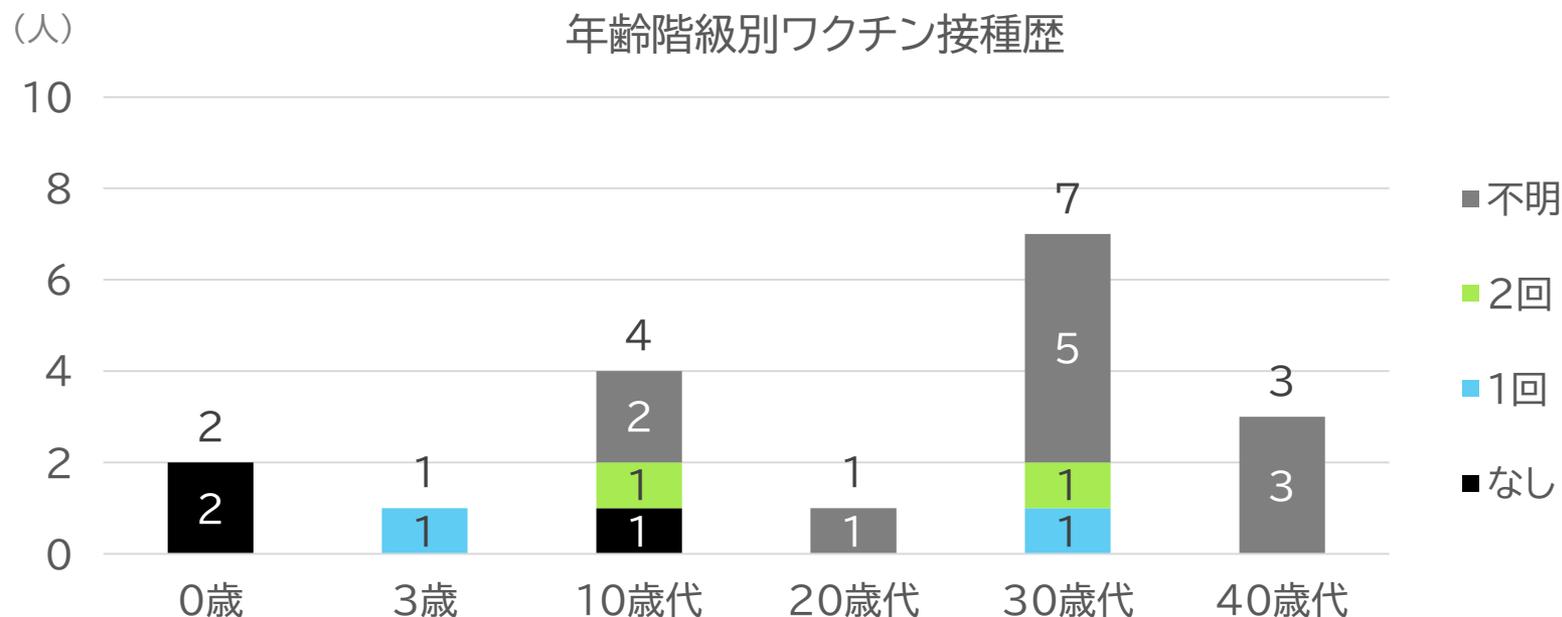
- ① 8月8日から9月6日までに18人の発生届があった。
- ② 感染源は、麻しん患者との接触歴が確認されたのが12人、不明が6人であった。
- ③ 感染が推定された場所には、医療機関と職場、自宅があった。
医療機関は、職場より滞在時間が短いにも関わらず、職場と同数の5人の届出があった。



特に、流行期には、発熱や発疹等の症状がある患者の隔離等、院内感染対策にご留意ください。

2-1 届出患者の麻しんワクチン接種状況

① ワクチン接種歴は、なし3人、1回2人、2回2人、不明11人であった。



■ 「麻しん発生時対応ガイドライン」

感受性者が麻しん患者と接触した場合、接触後3日以内であれば緊急ワクチン接種により発病を予防する可能性がある。本人に必要性を理解して頂いた上でワクチン接種を推奨する。

平時には、麻しんの定期接種をお勧めくださいますようお願いいたします。
麻しん患者との接触があった感受性者には、緊急ワクチン接種（任意）をご検討下さいますようお願いいたします。

2-2 患者との最終接触から3日以内であった人数

① 接触歴がある12人について、接触した場所別に、患者との最終接触から■発症までの日数と、●患者との接触が明らかになった日を一覧にした。

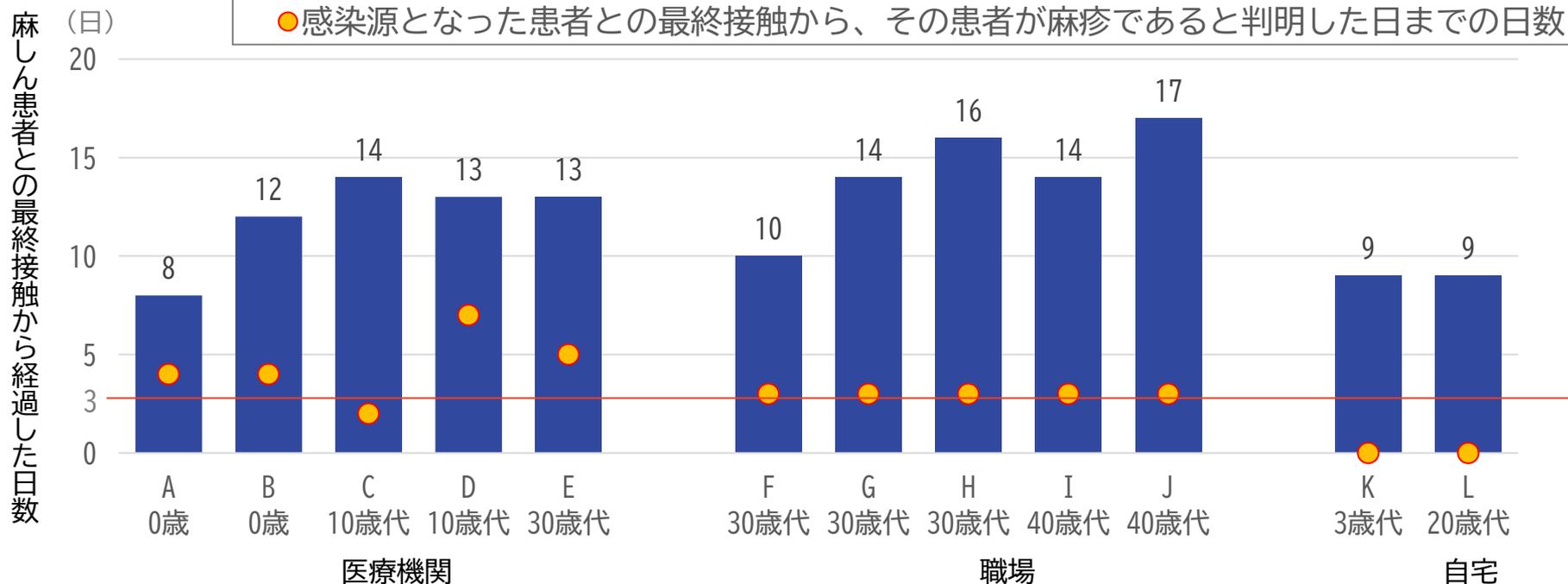
※ 麻しんの潜伏期間：10～12日。最大21日。

② 医療機関では接触日が明確となるが、職場や自宅では、常に空間を共有しているため、感染日の特定はできない。感染から3日以内であることが判明したのは医療機関の1人だった。

感染からの日数は不明であることが多いですが、状況に応じてご検討ください。

「麻しん発生時対応ガイドライン」

接触から3日以上経過した場合の緊急ワクチン接種が発病を予防できるとする証拠はない。しかし、感染していない場合、将来別の機会に麻しんに罹患する可能性がある。その主旨を十分理解してもらった上で将来の感染を予防する目的としてのワクチン接種は推奨される。



3-1 届出のために必要な要件

ア 麻しん（検査診断例）
届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

※平時は、なるべくこちら

イ 麻しん（臨床診断例）
届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

ウ 修飾麻しん（検査診断例）
届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

※平時は、なるべくこちら

届出に必要な臨床症状

- ア 麻しんに特徴的な発疹
- イ 発熱
- ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

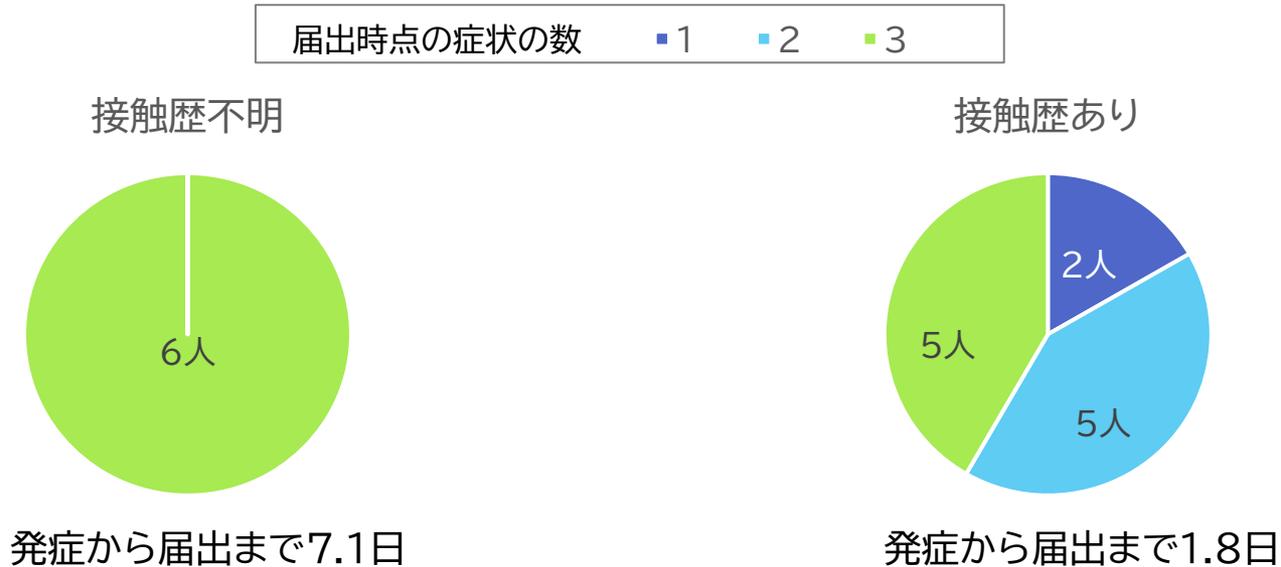
届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

検体（咽頭ぬぐい液・血液・尿）の提出もお願いします。

3-2 接触歴がある場合の届出

- 届出時の症状は、接触歴不明の6人では、発熱・発疹・カタル症状の3症状があったが、接触歴がある12人は、2人は症状が1つのみ、5人は2つのみだった。
- 発症から届出までかかった日数の平均は、接触歴なしの6人は7.1日、接触歴ありの12人は1.8日であった。
- 接触者では、保健所からの指導や、医療機関から保健所への迅速な連絡によって、早期診断が行われていると考えられる。



■ 「医師による麻しん届出ガイドライン第五版」

届出基準未滿の症例を診療した場合には、地域の発生状況や集団発生の危険性に加えて迅速な防疫対策の重要性などから、必要に応じて保健所に連絡し、積極的に検査診断することも考慮します。」

平時は、届出基準に基づいて、保健所への届出をお願いします。
流行期や麻しん患者との接触歴があつて、麻しんを疑った場合は、その時点で保健所にご相談ください。

さいごに

流行期に、麻しんの迅速な診断にご協力いただいた医療機関、
患者さんの相談に応じて、緊急ワクチンを接種してくださった医療機関、
行政から、緊急ワクチンにご協力を求めた際に、応じてくださった医療機関、
の皆さまに、心からお礼を申し上げます。
今後とも、どうぞよろしく申し上げます。